



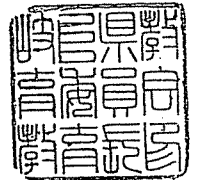
教総第500号

平成23年2月24日

岐阜県立高等学校入学者
選抜に関する諮問会会長 様

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子



岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会設置要綱（平成17年8月11日教育長決定）に基づき、次の事項について理由を付して諮問します。

諮 問 事 項

- 1 現行の入学者選抜制度の検証について
- 2 検証結果を踏まえた、より良い入学者選抜の在り方について

(理由)

本県においては、「生徒の学校の選択幅を拡大する」「生徒一人一人の様々な優れた面を積極的に評価する」「各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する」という3つの改善の基本的方向を踏まえ、平成14年度入学者選抜から、「特色化選抜」と「一般選抜」を柱とする入学者選抜制度を導入し実施しております。

また、これまでの間、生徒にとってより良い入学者選抜制度となるようにとの観点から必要な改善を重ね、今年度をもって10回目の実施を迎えました。

一方で、現行の入学者選抜制度に対しては、次のような意見が寄せられています。

- ・ 「特色化選抜」において何が特色なのかが不明確となり、現行の入学者選抜制度の導入目的が十分に実現されていないのではないか。
- ・ 「特色化選抜」を不合格になった生徒や保護者の心理的な負担や劣等感が強く、「特色化選抜」の結果通知後の中学校における学級運営にも影響がある。
- ・ 入学者選抜に係る全体の期間が長期化し、中学校及び高等学校の日常の教育活動に少なからず影響がある。
- ・ 「特色化選抜」では、生徒の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動や学習の実績を多面的に評価できる。
- ・ 「特色化選抜」における選抜方法や内容が学校ごとに異なるため、制度が複雑で分かりにくいものとなっている。

こうしたなか、現行の入学者選抜制度導入の意義や目的を再確認した上で、その成果と課題を明確にし、

- 受検生の心理的な負担
- 中学校及び高等学校における日常の教育活動への影響
- 多元的尺度による多面的評価
- 入学者選抜に求められる明瞭性・公平性の担保

等の観点から、生徒や保護者にとってより良い入学者選抜制度となるよう改善を図る必要があると考えます。